令和２年３月６日

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会書面開催について

　標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）に基づく埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第５条第１４項及び第５条第１６項の規定に基づき公表します。

　なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の３日前（３月１４日土曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出下さい。

－記－

１．協議開始日　　　　　令和２年３月１７日（火）

２．協議方法　　　　　　書面協議

３．予定している議題　（１）埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会

設置要綱の変更について

　　　　　　　　　　　　　（２）埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会

準特定地域計画の作成について

　　 ※　当該交通圏は、令和２年３月３１日をもって特定地域の指定が解除され、

令和２年４月１日より準特定地域として指定されることとなります。

問い合わせ先

埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

担当：高原、遠藤

電話：０４８－８６３－６４３１